

できた」という達成感を味わえるよう、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実します。

・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実します。

・いじめや暴力、差別や偏見を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むように指導します。

・教育活動全体を通じて、全職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導します。

・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めます。

(2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実します。

・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。

(3) 全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実します。

① 児童に自己存在感を与える。

② 共感的な人間関係を育成する。

③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネットを通じて起こるいじめに対する対策の推進(情報モラル)

・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実します。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート(記名式と無記名式)の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化を多面的に分析し、対応に生かします。

・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会(「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で状況等を確認